

2022年6月3日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名
クリエイトジャパン株式会社

2. 処分内容
過怠金200万円

3. 処分理由

- 経営管理態勢等が極めて杜撰であることにより、長期間にわたり、継続的かつ恒常的に多数の営業員により法令違反行為が行われている状況
- ① 法令違反行為が行われている状況
同社は、取引所為替証拠金取引を取り扱っているところ、2019年1月から2020年1月までの期間において、同社営業員32名が行った見込顧客74名に対する新規口座開設に向けた当該取引に係る電話勧誘の状況について検証した結果、以下の事実が認められました。
 - ・ 勧誘受諾意思確認義務違反
営業員10名は、見込顧客から新規口座開設に向けた勧誘を拒絶され、勧誘を行うことができなくなることを避けるため、18名の見込顧客に対し、当該勧誘に先立って、勧誘受諾意思の有無を確認することなく勧誘行為を行っていました。
 - ・ 再勧誘の禁止違反
営業員30名は、40名の見込顧客から勧誘継続の拒絶の意思表示を受けたにもかかわらず、営業員自身の営業成績の向上を優先し、後日、電話を架けて再び勧誘行為を行っていました。
- ② 経営管理態勢等が極めて杜撰な状況
上記①のような状況は、遅くとも2016年4月以降、継続的かつ恒常的に認められており、これらが是正されなかった原因として、以下の業務運営上の問題点があると認められました。
 - ・ 代表取締役社長は、顧客からの苦情等がなければ法令等遵守に問題はないと安易に認識しているほか、営業面の推進や管理を担当役員に任せきりにし、電話営業を主体とする同社のビジネスモデルに応じたリスクを管理すべきとの認識はなく、社内でこれらに関する検討・議論を行わせていませんでした。
 - ・ 営業責任者であった担当役員は、同社業容の維持・拡大のため、上記①の法令違反行為が行われることをむしろ容認し、多数の営業員に法令違反を顧みない営業を行わせていました。
 - ・ 内部管理担当役員は、日々の営業員の営業活動をモニタリングする必要性を認識して

いないため、当該モニタリングによって法令等遵守を実践するための管理態勢の整備を怠っていました。

以上のおり、同社経営陣は、同社の収益獲得を優先するあまり、法令等遵守を蔑ろにし、社内で広く法令違反行為が行われることによって業務を持続させており、同社の経営管理態勢等は極めて杜撰であると認められます。

(注) 上記②における代表取締役社長等については、検査基準日時点の役職名にて記載。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上